

千葉県国土強靱化地域計画

国土強靱化基本法（平成25年法律第95号）第13条に基づく計画で、本県の国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、平成29年1月に計画を策定。⇒ 概ね5年を目途に見直しを実施

- 基本目標 ①人命の保護が最大限図られること ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化 ④迅速な復旧復興
- 想定リスク 千葉県北西部直下地震等の地震並びに風水害等の大規模自然災害
- 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定し、設定したリスクに対する分析（脆弱性評価）を踏まえた対応方策の検討、重点化を実施。

〔見直し(2)〕脆弱性の再評価

- 令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風等の近年の自然災害の教訓を反映



〔見直し(1)〕国土強靱化基本計画との調和

- 平成30年12月に見直しが行われた国土強靱化基本計画との調和を図る（国土強靱化基本法第14条「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」）。
⇒目標、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）等の見直し。

〔見直し(3)〕「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定）の取り組み内容の反映

- 激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策
- 予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策
- 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

施策の推進方針の追加・拡充・加速（主なもの）

① 水害対策

- 気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、流域のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」を推進していく。
- 調節池や流域貯留浸透施設等の整備及び河道掘削・築堤等による河道改修を進める。
- 河川の流下を阻害する土砂の堆積状況や竹木の繁茂状況を確認し、適切に河川機能の維持に努める。

② 大規模停電対策

- 協定に基づき、電力会社等と連携して災害時の早期電力復旧に取り組む。
- 危険木の事前伐採に取り組み、今後電力会社と連携して電力供給網の予防保全を図っていく。
- 市町村が行うインフラ周辺の事前伐採等の森林整備を支援する。
- 病院・河川管理施設・水道・下水道などライフライン関係施設等の停電対策を促進する。

③ 道路ネットワーク等対策

- 緊急輸送道路の代替性の確保・道路ネットワークの機能強化のため、高規格幹線道路、国道及び県道の整備・改良を促進する。
- 新たな湾岸道路、千葉北西連絡道路などの計画の具体化を図る。
- 市街地における緊急輸送道路や防災拠点へのアクセス道路等での無電柱化を推進し、災害に強い道路の整備を進める。

④ デジタル化等の推進対策

- インフラDXを推進するため、ICTの全面的な活用（ICT土工、ICT舗装工等）の普及・促進に取り組み、施工の効率化及び建設工事の生産性向上を図るとともに、新技術活用（路面状況の診断にAI技術の導入等）の普及・促進に取り組み、点検業務の効率化や業務の省力化を図る。
- SNSを情報収集、情報発信の双方向に活用することにより、情報収集力、情報発信力の多様化及び強化充実を図る。